

3 良好な景観形成のための行為の規制に関する事項

3-1 呉市景観計画区域における行為の規制に関する事項

「2 良好な景観形成に関する方針」を踏まえ、呉市景観計画区域における次の行為（軽易な行為を除く。）について、景観形成誘導基準と届出の対象となる規模の要件を定める。

行為の種類	行為の詳細
建築物の建築等	建築物の新築，増築，改築若しくは移転，外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更
工作物の建設等	擁壁，煙突，高架水槽，記念碑その他これらに類する工作物の新設，増築，改築若しくは移転，外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更
土石の採取等	土石の採取又は鉱物の掘採
土地の形質の変更等	開発行為（都市計画法（昭和43年法律第100号）第4条第12項に規定する開発行為をいう。以下同じ。），土地の形質の変更（土石の採取等及び開発行為を除く。）又は水面の埋立て若しくは干拓



▲呉市沿岸の工業専用地域



▲呉港と大和ミュージアム



▲鹿老渡地区まちなみ



▲大長地区まちなみ

3-1-1 呉・川尻・安浦地域

景観形成誘導基準		
行為	事項	誘導基準
建築物の建築等	形態	周辺に圧迫感を与えない形態とする。
	意匠	市街地のにぎわいと風格のある景観形成、田園地の自然と調和した景観形成を図るため、外観や素材に工夫を施し、また、周辺との調和に配慮する。
	色彩	基調となる色彩は落ち着いたある色彩又は素材色とし、彩度の高い色の色彩は避ける。ただし、周囲と調和する場合は明るい色彩を使用しても良い。
工作物の建設等	原則として、建築物の建築等の事項及び基準に準じる。 また、鉄塔や変圧器等の工作物の位置は、主要な展望地からの眺望に配慮する。	
土石の採取等	掘採中	主要な展望地からの眺望に配慮し、また、長大な法面、擁壁等を生じないように、自然地形を活かす等の配慮をする。 ただし、やむを得ない場合は周辺の景観と調和した形態等とし、周辺の自然植生と調和した緑化等により修景をする。
	掘採後	周辺の地形と違和感が生じないように地形の回復に努め、緑化推進を図る。
土地の形質の変更等	変更後	周辺の景観と調和するよう工夫し、土地の不整形な分割又は細分化は避ける。また、できる限り緑化推進を図る。

届出の対象		
対象	規模要件	備考
建築物の建築等	<ul style="list-style-type: none"> ・高さが13m以上のもの ・建築面積が1,000㎡以上のもの 	国立公園を除く。
工作物の建設等	<ul style="list-style-type: none"> ・高さが13m以上のもの ・築造面積が1,000㎡以上のもの 	
土石の採取等	<ul style="list-style-type: none"> ・当該行為に係る面積が1,000㎡以上のもの ・法面又は擁壁の高さが5m以上又は長さが10m以上のもの 	
土地の形質の変更等	<ul style="list-style-type: none"> ・当該行為に係る面積が3,000㎡以上のもの ・都市計画区域外においては、当該行為に係る面積が10,000㎡以上のもの ・法面又は擁壁の高さが5m以上又は長さが10m以上のもの 	

3-1-2 音戸・倉橋地域

景観形成誘導基準		
行為	事項	誘導基準
建築物の建築等	形態	周辺に圧迫感を与えない形態とし、伝統的集落においては建築形態の継承を進める。
	意匠	伝統的集落と調和した意匠とする。また、外観は地域の素材を用いる等、工夫を施すこと。
	色彩	基調となる色彩は、落ち着いたある色彩又は素材色とし、彩度の高い色の色彩は避ける。特に、伝統的集落においては素材色の採用に努める。ただし、周囲と調和する場合は明るい色調を使用しても良い。
工作物の建設等	原則として、建築物の建築等の事項及び基準に準じる。 また、鉄塔や変圧器等の工作物の位置は、主要な展望地からの眺望に配慮する。	
土石の採取等	掘採中	海岸線や小島等については地形改変を抑え、できる限り主要な展望地からの眺望に配慮する。 ただし、やむを得ない場合は周辺の景観と調和した形態等とし、周辺の自然植生と調和した緑化等により修景をする。
	掘採後	周辺の地形と違和感が生じないよう地形の回復に努め、緑化推進を図る。
土地の形質の変更等	変更後	周辺の景観と調和するよう工夫し、土地の不整形な分割又は細分化は避ける。また、できる限り緑化推進を図る。

届出の対象		
対象	規模要件	備考
建築物の建築等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 高さが 13m 以上のもの ・ 建築面積が 1,000 m² 以上のもの 	国立公園を除く。
工作物の建設等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 高さが 13m 以上のもの ・ 築造面積が 1,000 m² 以上のもの 	
土石の採取等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 当該行為に係る面積が 1,000 m² 以上のもの ・ 法面又は擁壁の高さが 5m 以上又は長さが 10m 以上のもの 	
土地の形質の変更等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 都市計画区域内においては、当該行為に係る面積が 3,000 m² 以上のもの ・ 都市計画区域外においては、当該行為に係る面積が 10,000 m² 以上のもの ・ 法面又は擁壁の高さが 5m 以上又は長さが 10m 以上のもの 	

3-1-3 下蒲刈・蒲刈・豊浜・豊地域

景観形成誘導基準		
行為	事項	誘導基準
建築物の建築等	形態	周辺に圧迫感を与えない形態とし、伝統的集落においては建築形態の継承を進める。
	意匠	伝統的集落と調和した意匠とする。また、外観は地域の素材を用いる等、工夫を施すこと。
	色彩	基調となる色彩は、落ち着いたある色彩又は素材色とし、彩度の高い色の色彩は避ける。特に、伝統的集落においては素材色の採用に努める。ただし、周囲と調和する場合は明るい色調を使用しても良い。
工作物の建設等	原則として、建築物の建築等の事項及び基準に準じる。 また、鉄塔や変圧器等の工作物の位置は、主要な展望地からの眺望に配慮する。	
土石の採取等	掘採中	主要な展望地からの眺望に配慮する。 ただし、やむを得ない場合は周辺の景観と調和した形態等とし、周辺の自然植生と調和した緑化等により修景をする。
	掘採後	周囲の地形と違和感が生じないよう地形の回復に努め、緑化推進を図る。
土地の形質の変更等	変更後	周辺の景観と調和するよう工夫し、土地の不整形な分割又は細分化は避ける。また、できる限り緑化推進を図る。

届出の対象		
対象	規模要件	備考
建築物の建築等	・高さが13m以上のもの ・建築面積が1,000㎡以上のもの	国立公園及び重要伝統的建造物群保存地区を除く。
工作物の建設等	・高さが13m以上のもの ・築造面積が1,000㎡以上のもの	
土石の採取等	・当該行為に係る面積が1,000㎡以上のもの ・法面又は擁壁の高さが5m以上又は長さが10m以上のもの	
土地の形質の変更等	・当該行為に係る面積が10,000㎡以上のもの ・法面又は擁壁の高さが5m以上又は長さが10m以上のもの	

3-2 呉市景観づくり区域における行為の規制に関する事項

呉市景観づくり区域における行為の誘導基準と届出の対象となる規模の要件を定める。

3-2-1 呉中央景観づくり区域



景観形成誘導基準		
行為	事項	誘導基準
建築物の建築等	形態	周辺に圧迫感を与えない形態とする。
	意匠	外観の意匠に工夫を施し、また周辺との調和に配慮した統一感のある意匠とする。
	色彩	基調となる色彩は、レンガの色調と調和する落ち着いた色彩又は素材色とする。ただし、周囲と調和する場合は明るい色彩を使用しても良い。
工作物の建設等	原則として建築物の建築等の事項及び基準に準じる。 また、鉄塔や変圧器等の工作物の位置は、支障のない範囲で歩行者の視界からの遮蔽に努める。	
土石の採取等	掘採中	主要な展望地からの眺望に配慮し、また、長大な法面、擁壁等を生じないように、自然地形を活かす等の配慮をする。 ただし、やむを得ない場合は周辺の景観と調和した形態等とし、周辺の自然植生と調和した緑化等により修景をする。
	掘採後	周辺の地形と違和感の生じないように地形の回復に努め、緑化推進を図る。
土地の形質の変更等	変更後	周辺の景観と調和するよう工夫し、土地の不整形な分割又は細分化は避ける。また、できる限り緑化推進を図る。

届出の対象		
対象	規模要件	備考
建築物の建築等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 高さが 10m 以上のもの ・ 建築面積が 1,000 m² 以上のもの 	
工作物の建設等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 高さが 10m 以上のもの ・ 築造面積が 1,000 m² 以上のもの 	
土石の採取等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 当該行為に係る面積が 1,000 m² 以上のもの ・ 法面又は擁壁の高さが 5m 以上又は長さが 10m 以上のもの 	
土地の形質の変更等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 当該行為に係る面積が 3,000 m² 以上のもの ・ 法面又は擁壁の高さが 5m 以上又は長さが 10m 以上のもの 	

3-2-2 アレイからすこじま景観づくり区域



景観形成誘導基準		
行為	事項	誘導基準
建築物の建築等	形態	れんがを基調とした公園に調和する形態とする。
	意匠	れんがを基調とした公園に調和した意匠とする。
	色彩	れんがの色調と調和する落ち着いた色彩とし、彩度の高い色彩は避ける。
工作物の建設等		原則として建築物の建築等の事項及び基準に準じる。 また、鉄塔や変圧器等の工作物の位置は、支障のない範囲で歩行者の視界からの遮蔽に努める。
土石の採取等	掘採中	主要な展望地からの眺望に配慮し、また、長大な法面、擁壁等を生じないように、自然地形を活かす等の配慮をする。 ただし、やむを得ない場合は周辺の景観と調和した形態等とし、周辺の自然植生と調和した緑化等により修景をする。
	掘採後	周辺の地形と違和感の生じないように地形の回復に努め、緑化推進を図る。
土地の形質の変更等	変更後	周辺の景観と調和するよう工夫し、土地の不整形な分割又は細分化は避ける。また、できる限り緑化推進を図る。

届出の対象		
対象	規模要件	備考
建築物の建築等	<ul style="list-style-type: none"> 高さが10m以上のもの 建築面積が1,000㎡以上のもの 	
工作物の建設等	<ul style="list-style-type: none"> 高さが10m以上のもの 築造面積が1,000㎡以上のもの 	
土石の採取等	<ul style="list-style-type: none"> 当該行為に係る面積が1,000㎡以上のもの 法面又は擁壁の高さが5m以上又は長さが10m以上のもの 	
土地の形質の変更等	<ul style="list-style-type: none"> 当該行為に係る面積が3,000㎡以上のもの 法面又は擁壁の高さが5m以上又は長さが10m以上のもの 	

3-2-3 野呂山景観づくり区域



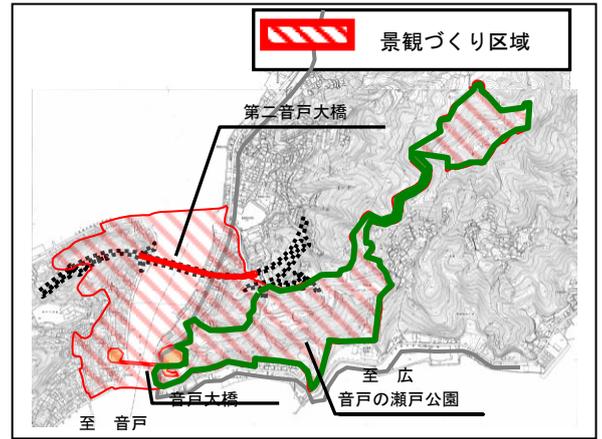
景観形成誘導基準

行為	事項	誘導基準
建築物の建築等	形態	まちなみから突出することのないよう、配慮する。
	色彩	自然の色彩と調和した落ち着いた色彩とし、派手なものは避ける。
工作物の建設等		原則として建築物の建築等の事項及び基準に準じる。 また、鉄塔や変圧器等の工作物の位置は、主要な展望地からの眺望に配慮する。
土石の採取等	掘採中	展望台・道路からの眺望を考慮し、できる限り見えないよう、また、長大な法面、擁壁等を生じないように、自然地形を活かす等の配慮をする。ただし、やむを得ない場合は、周辺の景観と調和した形態等とし、周辺の自然植生と調和した緑化等により修景をする。
	掘採後	周辺の地形と違和感が生じないように地形の回復に努め、緑化推進を図る。
土地の形質の変更等	変更後	周辺の景観と調和するよう工夫し、土地の不整形な分割又は細分化は避ける。また、できる限り緑化推進を図る。

届出の対象

対象	規模要件	備考
建築物の建築等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 高さが 10m 以上のもの ・ 建築面積が 1,000 m² 以上のもの 	国立公園を除く。 ただし、国立公園普通地域における建築物又は工作物のうち高さが 10m 以上で、かつ、13m 未満のものは対象とする。
工作物の建設等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 高さが 10m 以上のもの ・ 築造面積が 1,000 m² 以上のもの 	
土石の採取等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 当該行為に係る面積が 1,000 m² 以上のもの ・ 法面又は擁壁の高さが 5m 以上又は長さが 10m 以上のもの 	
土地の形質の変更等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 当該行為に係る面積が 3,000 m² 以上のもの ・ 法面又は擁壁の高さが 5m 以上又は長さが 10m 以上のもの 	

3-2-4 音戸の瀬戸景観づくり区域



景観形成誘導基準		
行為	事項	誘導基準
建築物の建築等	形態	周辺の自然と調和した圧迫感を与えない形態とする。
	意匠	周辺の自然と調和した意匠とする。
	色彩	周辺の自然と調和する落ち着いた色彩とする。 また、音戸大橋、第二音戸大橋が映えるよう、派手な色は避ける。
	位置	航路からの見え方、対岸からの瀬戸の眺めに配慮した位置とする。
工作物の建設等	原則として建築物の建築等の事項及び基準に準じる。 また、鉄塔や変圧器等の工作物の位置は、主要な展望地からの眺望に配慮する。	
土石の採取等	掘採中	航路・対岸からの眺望を考慮し、できる限り見えないよう、また、長大な法面、擁壁等を生じないよう、自然地形を活かす等の配慮をする。 ただし、やむを得ない場合は、周辺の景観と調和した形態等とし、周辺の自然植生と調和した緑化等により修景をする。
	掘採後	周辺の地形と違和感が生じないよう地形の回復に努め、緑化推進を図る。
土地の形質の変更等	変更後	埋立・干拓などに当たっては、護岸・堤防等が自然と調和するよう工夫し、宅地造成などに当たっては、土地の不整形な分割又は細分化は避ける。また、できる限り緑化推進を図る。

届出の対象		
対象	規模要件	備考
建築物の建築等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 高さが 10m 以上のもの ・ 建築面積が 1,000 m² 以上のもの 	
工作物の建設等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 高さが 10m 以上のもの ・ 築造面積が 1,000 m² 以上のもの 	
土石の採取等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 当該行為に係る面積が 1,000 m² 以上のもの ・ 法面又は擁壁の高さが 5m 以上又は長さが 10m 以上のもの 	
土地の形質の変更等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 当該行為に係る面積が 3,000 m² 以上のもの ・ 法面又は擁壁の高さが 5m 以上又は長さが 10m 以上のもの 	

3-2-5 桂浜景観づくり区域



景観形成誘導基準		
行為	事項	誘導基準
建築物の建築等	形態	自然・歴史と調和した、周辺に圧迫感を与えない形態とする。
	意匠	自然・歴史と調和した意匠とする。
	色彩	自然・歴史と調和する落ち着いた色彩とする。
工作物の建設等	原則として建築物の建築等の事項及び基準に準じる。 また、鉄塔や変圧器等の工作物の位置は、観光施設等からの眺望に配慮する。	
土石の採取等	掘採中	浜（瀬戸内海）、観光施設からの眺望を考慮し、できる限り見えないよう、また、長大な法面、擁壁等を生じないように、自然地形を活かす等の配慮をする。ただし、やむを得ない場合は、周辺の景観と調和した形態等とし、周辺の自然植生と調和した緑化等により修景をする。
	掘採後	周辺の地形と違和感が生じないように地形の回復に努め、緑化推進を図る。
土地の形質の変更等	変更後	埋立・干拓などに当たっては、護岸・堤防等が自然と調和するよう工夫し、宅地造成などに当たっては、土地の不整形な分割又は細分化は避ける。また、できる限り緑化推進を図る。

届出の対象		
対象	規模要件	備考
建築物の建築等	<ul style="list-style-type: none"> 高さが10m以上のもの 建築面積が1,000㎡以上のもの 	国立公園を除く。 ただし、国立公園普通地域における建築物又は工作物のうち高さが10m以上で、かつ、13m未満のものは対象とする。
工作物の建設等	<ul style="list-style-type: none"> 高さが10m以上のもの 築造面積が1,000㎡以上のもの 	
土石の採取等	<ul style="list-style-type: none"> 当該行為に係る面積が1,000㎡以上のもの 法面又は擁壁の高さが5m以上又は長さが10m以上のもの 	
土地の形質の変更等	<ul style="list-style-type: none"> 当該行為に係る面積が10,000㎡以上のもの 法面又は擁壁の高さが5m以上又は長さが10m以上のもの 	

3-2-6 三之瀬景観づくり区域



景観形成誘導基準		
行為	事項	誘導基準
建築物の建築等	形態	まちなみと調和し、周辺に圧迫感を与えない形態とする。
	意匠	文化的施設と調和した意匠とする。
	色彩	まちなみと調和する落ち着いた色彩又は素材色とし、彩度の高い色彩は避ける。
工作物の建設等	原則として建築物の建築等の事項及び基準に準じる。 また、鉄塔や変圧器等の工作物の位置は、支障のない範囲で歩行者の視界からの遮蔽に努める。	
土石の採取等	掘採中	まちなみからの眺望を考慮し、できる限り見えないよう、また、長大な法面、擁壁等を生じないように、自然地形を活かす等の配慮をする。ただし、やむを得ない場合は、周辺の景観と調和した形態等とし、周辺の自然植生と調和した緑化等により修景をする。
	掘採後	周辺の地形と違和感が生じないように地形の回復に努め、緑化推進を図る。
土地の形質の変更等	変更後	埋立・干拓などに当たっては、護岸・堤防等が自然と調和するよう工夫し、宅地造成などに当たっては、土地の不整形な分割又は細分化は避ける。また、できる限り緑化推進を図る。

届出の対象		
対象	規模要件	備考
建築物の建築等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 高さが 10m 以上のもの ・ 建築面積が 1,000 m² 以上のもの 	
工作物の建設等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 高さが 10m 以上のもの ・ 築造面積が 1,000 m² 以上のもの 	
土石の採取等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 当該行為に係る面積が 1,000 m² 以上のもの ・ 法面又は擁壁の高さが 5m 以上又は長さが 10m 以上のもの 	
土地の形質の変更等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 当該行為に係る面積が 10,000 m² 以上のもの ・ 法面又は擁壁の高さが 5m 以上又は長さが 10m 以上のもの 	

3-2-7 御手洗景観づくり区域



景観形成誘導基準		
行為	事項	誘導基準
建築物の建築等	形態	重要伝統的建造物群保存地区内の建築物と調和し、周辺に圧迫感を与えない形態とする。
	意匠	重要伝統的建造物群保存地区内の建築物と調和した意匠とする。
	色彩	重要伝統的建造物群保存地区内の建築物と調和する落ち着いた色彩とする。
工作物の建設等	原則として建築物の建築等の事項及び基準に準じる。 また、鉄塔や変圧器等の工作物の位置は、支障のない範囲で歩行者の視界からの遮蔽に努める。	
土石の採取等	掘採中	重要伝統的建造物群保存地区の背景であることを考慮し、また、長大な法面、擁壁等を生じないように、自然地形を活かすなど配慮する。ただし、やむを得ない場合は、周辺の景観と調和した形態等とし、周辺の自然植生と調和した緑化等により修景をする。
	掘採後	周辺の地形と違和感が生じないように地形の回復に努め、緑化推進を図る。
土地の形質の変更等	変更後	埋立・干拓などに当たっては、護岸・堤防等が自然と調和するよう工夫し、宅地造成などに当たっては、土地の不整形な分割又は細分化は避ける。また、できる限り緑化推進を図る。

届出の対象		
対象	規模要件	備考
建築物の建築等	<ul style="list-style-type: none"> 高さが10m以上のもの 建築面積が1,000㎡以上のもの 	国立公園を除く。 ただし、国立公園普通地域における建築物又は工作物のうち高さが10m以上で、かつ、13m未満のものは対象とする。
工作物の建設等	<ul style="list-style-type: none"> 高さが10m以上のもの 築造面積が1,000㎡以上のもの 	
土石の採取等	<ul style="list-style-type: none"> 当該行為に係る面積が1,000㎡以上のもの 法面又は擁壁の高さが5m以上又は長さが10m以上のもの 	
土地の形質の変更等	<ul style="list-style-type: none"> 当該行為に係る面積が10,000㎡以上のもの 法面又は擁壁の高さが5m以上又は長さが10m以上のもの 	